

就業規則の一部改正及び労働契約の一部変更等について

社団法人 東京都自動車整備振興会
東京都自動車整備商工組合

【I】就業規則の一部改正

1. 就業規則第26条（就業）及び第19条（定年）の一部を改正する。

〔変更事項と理由〕

- (1) 検査場利用会員のニーズに対応すべく、支所の始業時刻を8時30分とする勤務態様を改正する。そのため、第26条（就業）の「支所の始業及び終業時刻」を変更する。
- (2) 平成18年4月1日施行の高年齢者雇用安定法改正に対応すべく、第19条（定年）における関連箇所の整備を行う。

〔新旧対照表〕

改正（案）	現行									
<p>（就業）</p> <p>第26条 所定就業時間は次のとおりとする。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p><u>3 支所の始業時刻は午前8時30分とし、就業時間及び休憩時間は以下の通りとする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">就業時間</th> <th style="text-align: center;">休憩時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一 班</td> <td style="text-align: center;">8時30分～ 16時30分</td> <td style="text-align: center;">11時45分～ 12時45分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二 班</td> <td style="text-align: center;">9時00分～ 17時00分</td> <td style="text-align: center;">12時00分～ 13時00分</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>4 前項の勤務体制における配置は支所長が行う。</u></p> <p><u>5 業務の都合又は職種によっては、始業並びに終業時刻を変更して勤務させることがある。</u></p>		就業時間	休憩時間	一 班	8時30分～ 16時30分	11時45分～ 12時45分	二 班	9時00分～ 17時00分	12時00分～ 13時00分	<p>（就業）</p> <p>第26条 所定就業時間は次のとおりとする。</p> <p>(1) 始業 午前9時</p> <p>(2) 終業 午後5時</p> <p>2 休憩時間は、原則として正午から1時間とする。ただし、会施設外に出ようとするときは、事前に所属長に申し出なければならない。</p> <p><u>3 業務の都合又は職種によっては、始業並びに終業時刻を変更して勤務させることがある。</u></p>
	就業時間	休憩時間								
一 班	8時30分～ 16時30分	11時45分～ 12時45分								
二 班	9時00分～ 17時00分	12時00分～ 13時00分								

<p>(定年)</p> <p>第19条 職員の定年は、満60才に達した日とする。<u>ただし、継続雇用に関する規定に適合し本人が希望するときは、嘱託として継続雇用できるものとする。</u></p> <p><u>2. 継続雇用に関する規定は、会長が別途定める。</u></p> <p>附則</p> <p><u>1 第26条の一部改正は平成18年3月9日から、第19条の一部改正は平成18年4月1日から実施する。</u></p>	<p>(定年)</p> <p>第19条 職員の定年は、満60才に達した日とする。</p>
--	--

【参考】

《高年齢者雇用安定法改正について》

平成16年6月に改正高年齢者雇用安定法が成立し、事業主は、定年の引上げ、継続雇用制度の導入又は定年の定め廃止により年金支給開始年齢（男性の年金支給開始年齢に合わせ男女同一の年齢）までの安定した雇用を確保することを、平成18年4月から義務づけた。

《高年齢者雇用安定法の改正概要》

平成18年4月1日より65歳までの安定した雇用確保措置の義務化。

備考：継続雇用に際しての雇用形態、労働条件の制約は特に無い。

〔経過措置〕

大企業の事業主は、平成21年3月31日まで、中小企業の事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下である事業主）は、平成23年3月31日までの間は、就業規則等により高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入できることとする。

2. 旅費規程第18条（日帰り出張）一部変更の実施時期

平成16年7月7日開催の東整振第95回理事会、都整商第115回理事会の承認事項である旅費規程第18条の一部変更は、平成18年3月9日より実施する。

【旅費規程】

（日帰り出張）

第18条 東京都外（千葉県、埼玉県及び神奈川県を除く。）への出張で即日会事務所に帰着し、又は帰宅するときは、交通費の実費に併せ当日分の日当の半額支給をする。

《伊豆七島及び近接県への日帰り出張における半日当の廃止》

【Ⅱ】労働契約の一部変更等

1. 専任講師の変形労働時間制の導入

[変更事項と理由]

専任講師の就業に関し、講習及び研修の勤務態様を鑑み、1ヶ月を平均して1週40時間以内の変形労働時間制を導入し、平成18年4月1日から実施する。

専任講師の変形労働時間制は、1ヶ月を平均して1週40時間以内とする以下の5パターンによる就業とする。

パターン	就業時間	休憩時間	労働時間
A	9:00～ 13:00	なし	4時間
B	9:00～ 17:00	12:00～ 13:00	7時間
C	9:00～ 21:00	12:00～ 13:00 17:00～ 17:30	10時間30分
D	13:00～ 17:00	なし	4時間
E	13:00～ 21:00	17:00～ 18:00	7時間

2. パート職員の皆勤手当の廃止

パート雇用契約における皆勤手当を廃止し、平成18年3月16日から実施する。

3. その他

組合員は次の各号に該当する者を除くものとする。

- (1) 課長以上の職責の者
- (2) 総務・財務及び会社の機密に接する者
- (3) 期間を定めて臨時に雇い入れられる者
- (4) 入社後14日を経過しない者
- (5) その他、会社と組合が協議して決めた者

以上